

平成二十年五月二十三日受領  
答弁第三九〇号

内閣衆質一六九第三九〇号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に  
関する再質問に対する答弁書

一から三まで及び六について

外務省としては、質問主意書の質問に対して誠意をもって答弁すべきものと考えている。外務省において、御指摘の発言に関する記録は存在しておらず、同発言の具体的内容を確認することができなかったため、先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三九号）二から五までについてでその旨お答えしたものである。

四について

先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三九号）二から五までについて述べたとおり、政府としては、北朝鮮の核問題の平和的・外交的な解決に当たっては、現時点では、六者会合が最も現実的な枠組みと考えており、引き続き、政府部内はもとより、米国及び韓国を始めとする関係国とも緊密に連携しつつ、最大限努力をしていく考えである。

五について

内閣としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えている。御指摘の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三九号）については、当該事務を所掌する外務省において、御質問の趣旨を踏まえ、御指摘の答弁を作成し、それを内閣が閣議において答弁として決定し、お答えしたものである。